

●香川県告示第112号

平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 療育の給付に要する費用の徴収基準            児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第20条に規定する療育の給付に要する費用について、本人又は扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収する費用の額は、当該措置児童の属する世帯の市町村民税額等に応じ、別表第1により算定した額とする。</p> <p>2 入所等の措置等に要する費用の徴収基準            (1) 法第22条第1項、第23条第1項本文、第27条第1項第3号（障害児入所施設への入所措置を除く。）又は第33条の6第1項に規定する措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホーム（法第6条の3第1項に規定する事業を行う住居をいう。以下同じ。）の入所児童の扶養義務者を除く。）の<u>当該年度分</u>の市町村民税額等に応じ、別表第2により算定した額とする。            (2) (1)の規定にかかわらず、乳児院における短期入所措置（法第27条第1項第3号に規定する乳児院への入所措置のうち、その入所期間が1月に満たないものをいう。）に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童の属する世帯の<u>当該年度分</u>の市町村民税額等に応じ、別表第3により算定した額とする。            (3) 法第27条第1項第3号（障害児入所施設への入所措置に限る。）又は同条第2項に規定する措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯の扶養義務者の<u>当該年度分</u>の市町村民税額等に応じ、別表第4により算定した額とする。</p> <p>別表第1（1関係）            費用徴収基準</p>	<p>1 療育の給付に要する費用の徴収基準            児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第20条に規定する療育の給付に要する費用について、本人又は扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収する費用の額は、当該措置児童の属する世帯の<u>前年分</u>の市町村民税額等に応じ、別表第1により算定した額とする。</p> <p>2 入所等の措置等に要する費用の徴収基準            (1) 法第22条第1項、第23条第1項本文、第27条第1項第3号（障害児入所施設への入所措置を除く。）又は第33条の6第1項に規定する措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホーム（法第6条の3第1項に規定する事業を行う住居をいう。以下同じ。）の入所児童の扶養義務者を除く。）の<u>前年分</u>の市町村民税額等に応じ、別表第2により算定した額とする。            (2) (1)の規定にかかわらず、乳児院における短期入所措置（法第27条第1項第3号に規定する乳児院への入所措置のうち、その入所期間が1月に満たないものをいう。）に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童の属する世帯の<u>前年分</u>の市町村民税額等に応じ、別表第3により算定した額とする。            (3) 法第27条第1項第3号（障害児入所施設への入所措置に限る。）又は同条第2項に規定する措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯の扶養義務者の<u>前年分</u>の市町村民税額等に応じ、別表第4により算定した額とする。</p> <p>別表第1（1関係）            費用徴収基準</p>

税額等による階層区分		療育の給付	
		徴収基準額 (月額)	加算基準額 (月額)
A	略	0円	0円
B		2,200円	220円
C		4,500円	450円
D 1	略	略	5,800円
D 2		3,001円～ 5,800円	6,900円
D 3		5,801円～ 8,700円	7,600円
D 4		8,701円～ 13,000円	8,500円
D 5		13,001円～ 17,400円	9,400円
D 6		17,401円～ 22,400円	11,000円
D 7		22,401円～ 28,200円	12,500円
D 8		28,201円～ 58,400円	16,200円
D 9		58,401円～ 75,000円	18,700円
D10		75,001円～ 96,600円	23,100円
D11		96,601円～ 121,800円	27,500円
D12		121,801円～ 175,500円	35,700円
D13		175,501円～ 221,100円	44,000円
D14		221,101円～ 380,800円	52,300円
D15		380,801円～ 549,000円	80,700円
D16		549,001円～ 579,000円	85,000円
D17		579,001円～ 700,900円	102,900円
D18		700,901円～ 849,000円	122,500円
D19		849,001円～ 1,041,000円	143,800円
D20		略	

備考

- 1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D20階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項

税額等による階層区分			療育の給付	
			徴収基準額 (月額)	加算基準額 (月額)
A	略		円	円
			0	0
B			2,200	220
C			4,500	450
D 1	A階層	略	5,800	580
D 2	及びC	3,001～ 5,800円	6,900	690
D 3	階層を	5,801～ 8,700円	7,600	760
D 4	除き当	8,701～ 13,000円	8,500	850
D 5	該年度	13,001～ 17,400円	9,400	940
D 6	分の市	17,401～ 22,400円	11,000	1,100
D 7	町村民	22,401～ 28,200円	12,500	1,250
D 8	税の課	28,201～ 58,400円	16,200	1,620
D 9	税世帯	58,401～ 75,000円	18,700	1,870
D10	であっ	75,001～ 96,600円	23,100	2,310
D11	て、そ	96,601～ 121,800円	27,500	2,750
D12	の市町	121,801～ 175,500円	35,700	3,570
D13	村民税	175,501～ 221,100円	44,000	4,400
D14	所得割	221,101～ 380,800円	52,300	5,230
D15	の額の	380,801～ 549,000円	80,700	8,070
D16	区分が	549,001～ 579,900円	85,000	8,500
D17	次の区	579,001～ 700,900円	102,900	10,290
D18	分に該	700,901～ 849,000円	122,500	12,250
D19	当する	849,001～ 1,041,000円	143,800	14,380
D20	世帯	略		

備考

の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

2 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有するものであるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3～7 略

1～5 略

6 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）第86条第1項の規定により控除される額以下である子（他の者の生計同一配偶者又は扶養親族である者を除く。）に限る。以下同じ。）を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

別表第2（2の(1)関係）

費用徴収基準

税額等による階層区分	徴収基準額（月額）
------------	-----------

別表第2（2の(1)関係）

費用徴収基準

税額等による階層区分	徴収基準額（月額）
------------	-----------

		入所施設（ 障害児入所 施設を除く。）	母子生活支 援施設、児 童自立支援 施設通所部、 児童心理治 療施設通所 部及び自立 援助ホーム	
略				
B	略		2,200円	1,100円
C	略		4,500円	2,200円
D1	略	略	6,600円	3,300円
D2		9,001円～ 27,000円	9,000円	4,500円
D3		27,001円～ 57,000円	13,500円	6,700円
D4		57,001円～ 93,000円	18,700円	9,300円
D5		93,001円～ 177,300円	29,000円	14,500円
D6		177,301円～ 258,100円	略	20,600円
D7		258,101円～ 348,100円	略	
D8		348,101円～ 456,100円	略	
D9		456,101円～ 583,200円	略	
D10		583,201円～ 704,000円	略	
D11		704,001円～ 852,000円	略	
D12		852,001円～ 1,044,000円	略	
D13		1,044,001円～ 1,225,500円	略	
D14		1,225,501円～ 1,426,500円	略	
略				

備考

1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

		入所施設（ 障害児入所 施設を除く。）	母子生活支 援施設、児 童自立支援 施設通所部、 児童心理治 療施設通所 部及び自立 援助ホーム	
略				
B	略		2,200	1,100
C	略		4,500	2,200
D1	略	略	6,600	3,300
D2		9,001～ 27,000	9,000	4,500
D3		27,001～ 57,000	13,500	6,700
D4		57,001～ 93,000	18,700	9,300
D5		93,001～ 177,300	29,000	14,500
D6		177,301～ 258,100	略	20,600
D7		258,101～ 348,100	略	
D8		348,101～ 456,100	略	
D9		456,101～ 583,200	略	
D10		583,201～ 704,000	略	
D11		704,001～ 852,000	略	
D12		852,001～ 1,044,000	略	
D13		1,044,001～ 1,225,500	略	
D14		1,225,501～ 1,426,500	略	
略				

備考

1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3・4 略  
5 略

(1)・(2) 略

- (3) 在宅障害児(者) (社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2の規定により障害児入所支援を受ける児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(同法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。))又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯(次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。)

ア～エ 略

(4) 略

6・7

8(1) 略

ア 略

- イ 当該妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3・4 略

- 5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合は、この表にかかわらず、当該世帯に係る徴収する費用の額は0円とする。

(1)・(2) 略

- (3) 在宅障害児(者) (社会福祉施設に措置された児童(者)、法第21条の5の3の規定により障害児通所支援を受ける児童、法第24条の2の規定により障害児入所支援を受ける児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(同法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。))又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯(次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。)

ア～エ 略

(4) 略

- 6 この表の規定による納入義務者から徴収する費用の額の算定については、別表第1の備考6の規定を準用する。

7・8

- 9(1) 法第22条に規定する助産の実施は、当該妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア 略

- イ 当該妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係

る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が408,000円以上であるとき。

(2) 略

別表第3 (2の(2)関係)

乳児院における短期入所措置に係る費用徴収基準

税額等による階層区分		徴収基準額 (日額)
A	略	0円
B		0円
C		1,000円
D 1	略	1,000円
D 2		57,001円～ 93,000円 1,000円 (市町村民税の額が81,001円以上の世帯にあつては、2,000円)
D 3		93,001円～ 1,426,500円 2,000円
D 4		略

備考 この表の規定による納入義務者から徴収する費用の額の算定については、別表第2の備考1、2及び6の規定を準用する。

別表第4 (2の(3)関係)

費用徴収基準

税額等による階層区分		徴収基準額 (月額)
A	略	0円
B		2,200円
C		4,500円
D 1	略	1円～ 12,000円 6,600円
D 2		12,001円～ 30,000円 9,000円

る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が404,000円以上であるとき。

(2) 略

別表第3 (2の(2)関係)

乳児院における短期入所措置に係る費用徴収基準

税額等による階層区分		徴収基準額 (日額)
A	略	円 0
B		0
C		1,000
D 1	略	1,000
D 2		57,001～ 93,000 1,000 (市町村民税の額が81,001円以上の世帯にあつては、2,000)
D 3		93,001～ 1,426,500 2,000
D 4		略

備考 この表の規定による納入義務者から徴収する費用の額の算定については、別表第1の備考6並びに別表第2の備考1、2及び7の規定を準用する。

別表第4 (2の(3)関係)

費用徴収基準

税額等による階層区分		徴収基準額 (月額)
A	略	0円
B		2,200
C		4,500
D 1	略	12,000円以下 6,600
D 2		12,001～ 30,000 9,000

D 3	30,001円～ 60,000円	13,500円
D 4	60,001円～ 96,000円	18,700円
D 5	96,001円～ 189,000円	29,000円
D 6	189,001円～ 277,000円	略
D 7	277,001円～ 348,000円	
D 8	348,001円～ 465,000円	
D 9	465,001円～ 594,000円	
D10	594,001円～ 716,000円	
D11	716,001円～ 864,000円	
D12	864,001円～ 1,056,000円	
D13	1,056,001円～ 1,238,000円	
D14	1,238,001円～ 1,439,000円	
D15	略	

備考

- 1 略
- 2 略

(1)～(3) 略

D 3	30,001～ 60,000	13,500
D 4	60,001～ 96,000	18,700
D 5	96,001～ 189,000	29,000
D 6	189,001～ 277,000	略
D 7	277,001～ 348,000	
D 8	348,001～ 465,000	
D 9	465,001～ 594,000	
D10	594,001～ 716,000	
D11	716,001～ 864,000	
D12	864,001～ 1,056,000	
D13	1,056,001～ 1,238,000	
D14	1,238,001～ 1,439,000	
D15	略	

備考

- 1 略
- 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1)～(3) 略

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0円とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得

3 略

4 略

(1)・(2) 略

(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所支援を受ける児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯（次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。）

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

5～7 略

た額を控除するものとする。

3 略

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合は、この表にかかわらず、当該世帯に係る徴収する費用の額は0円とする。

(1)・(2) 略

(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第21条の5の3の規定により障害児通所支援を受ける児童、法第24条の2の規定により障害児入所支援を受ける児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯（次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

5～7 略